



男女共同参画

令和2年度第1回海老名市男女共同参画協議会について（結果）

日付	令和2年7月8日（水）発送
形式	書面開催
委員	山本会長、尾崎副会長、今別府委員、大島委員、 八木委員、紅野委員、伊田委員、間宮委員、 白倉委員、神谷委員、高橋委員、滝口委員
事務局	課長 外村、係長 加藤、主任主事 小貫

令和2年度第1回海老名市男女共同参画協議会について、新型コロナウイルス感染拡大を防止し、三密を避けるため書面開催とした。

この会議録では、議題の概要と、資料をもとに委員の皆様からいただいた質問に対する事務局の回答等について掲載する。

1 議題

（1）第3次海老名市男女共同参画プラン及び協議会の役割について

令和2年3月に策定された「第3次海老名市男女共同参画プラン」は、男女が共に助け合い、それぞれの能力を発揮できる、活力にあふれた「男女共同参画のまち海老名」を目指すための計画である。

従来の「第2次海老名市男女共同参画プラン」策定以降の社会の変化や国の動向、当市における課題などを踏まえて策定した。

男女共同参画協議会は、同プランの推進において、市民の視点を加えることで事業に対する客観性や信頼性を高めるため、市民や団体、学識経験者の皆様で構成された組織である。

委員の皆様においては、主に市の男女共同参画に関する事業に対する評価を行っていただく。その他、毎年女性の活躍推進事業所の視察・表彰を予定していたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

（2）第2次海老名市男女共同参画プラン令和元年度事業評価結果報告協議会コメントについて

第2次海老名市男女共同参画プラン令和元年度事業評価結果報告書作成にあたり、協議会からご意見を募集した。以下、いただいたご意見について事務局から回答する。

◆ 令和元年度事業評価結果報告書について

・女性の人材育成講座参加者の「若い方」とは何歳代のことか。(P10)
⇒ワーク・ライフ・バランスを充実させるため、子育て中の夫婦が多い20代～40代の方に特に多く参加していただきたいと考えております。市開催の講座・講演会参加者は年齢層に偏りが見られ、例えば、令和元年度男女共同参画講演会の参加者は半数以上が60歳以上の方でした。現在参加していただいている年齢層の方はもちろん、幅広い年齢層の方の意識啓発を目指し、テーマや周知方法を検討したいと考えております。

・女性登用の割合34%という目標を達成できなかった原因を調査し、特定する必要があります。(P16)
⇒事務局が聞き取りをしたところ、推薦母体からの女性委員の推薦が少なかった、人物本位による適任者の選任を優先したという理由が多いです。事務局は、庁内で組織している行政推進会議の議題や、審議会委員数の調査、全庁に向けた通知にて積極的な女性委員の採用を促していきます。

・女性の活躍事業所表彰事業所の好例を紹介して、参考としてもらうのはどうか。(P18)
⇒表彰された女性の活躍事業所表彰事業所については、情報紙「はばたき」にて特集し、商工会議所および自治会での回覧、市関連施設や講演会会場での配架を行いました。また、市ホームページや海老名駅自由通路デジタルサイネージ放送でも紹介いたしました。

・商工課の「労働講座の開催」の66名と49名の男女別人数を書いた方が良いと思う。(P20)

・事業の目的に照らすと、ワーク・ライフ・バランス講座の参加者は性別で集計をする必要があります。(P20)
⇒昨今、「性の多様性」への人権意識啓発が進む中で、参加者を男性、女性の2つの性に安易に分類するということは、個人の他人には隠したいプライバシー情報を暴くことになりかねません。プライバシー保護及

び人権擁護の観点から、これらの講座で参加者の男女別人数の集計は行っておりません。

・医療証が「世帯証」であることについて、説明が欲しいと思います。
(P28)

⇒ひとり親家庭等医療費助成は、海老名市にお住まいで各種健康保険に加入している、ひとり親の母または父、養育者と、養育されている児童に支払われます。世帯ごとの支給となっているため、別居しているDV加害者は支給対象外となります。

・国保医療課もこども育成課も、実績（成果）の具体性がない。もう少し具体的に書いてほしかった。(P28)

⇒（国保医療課）情報公開について担当課と調整中です。

（こども育成課）P29、P37に追記しました。

母子父子寡婦福祉資金貸付：5件

ひとり親家庭等家賃助成：270名

・P36の就労支援は「こども育成課」の仕事なのだろうか、疑問に思った。「配偶者からの暴力」とあるから対象者は大人では？（成果）では給付金を受けた人数を書いて欲しかった。(P36)

⇒「就労支援」とは、子どもを持つひとり親が受ける事ができる就労支援のことであり、こども育成課が事業を担当しております。元配偶者からの暴力を受けた被害者で離婚の手続きが済んだ方は、要件を満たす場合は、この支援の対象となります。

また、P29、P37に追記しました。

母子父子寡婦福祉資金貸付：5件

ひとり親家庭等家賃助成：270名

・p. 42の「①女性の健康診断…」の項目なのに、健康推進課の書いていることは場違いなように思う。(P42)

⇒「第3次男女共同参画プラン」27ページのとおり、介護・看護を理由とした離職者は平成30年度において女性は8万人、男性は2万人となっており、女性に負担が重くのしかかっております。男女共に健康な生活を維持することは、家族の介護・看護を理由とした離職を減らすことや、自身の健康不安による離職リスクの軽減に繋がることから、この項目に分類しております。

◆ 推進体制と進行管理等について

・ p. 46の女性委員等の目標値の根拠が分からない。極論を言うと、全て50%にすべきだが、もう少し高い目標値を設定してほしい。(P46)
⇒「第2次男女共同参画プラン」の審議会の女性登用率の目標値は34%ですが、同プラン検討当時の神奈川県平成26年度の女性委員登用率が33.8%でした。本来は人口全体の男女比率に等しく50%とするべきですが、事務局が聞き取りをしたところ、推薦母体からの女性委員の推薦が少なかった、人物本位による適任者の選任を優先した等の理由により、目標を達成するのは極めて難しいのが現状です。事務局は、庁内で組織している行政推進会議の議題や、審議会委員数の調査、全庁に向けた通知にて積極的な女性委員の採用を促していきます。

・ 男性職員の育児休業取得率も極論を言うと100%にすべきだが、あまりに低い現状に驚いた。部長や課長が率先して取得し、また部下に取らせるようにしないと、根付かないと思う。今後の課題・対応等での具体性がないのが残念です。(P46)
⇒男性職員の育児休業取得率については、職員課と連携しながら向上に努めているところです。対象となる男性職員に対して、職員課及び行政推進会議委員が育児休暇取得を促す、育児休暇制度の利用を促進する冊子「さんきゅうパパ準備BOOK（内閣府発行）」を配布するなど、育児休業をとりやすい環境を整えてまいります。

◆ 市の事業について

・ 多様な婚姻の在り方への関心が高まっています。同性婚についてなど、市としての方向性を示してほしいと思います。
⇒LGBT等の性の多様性については人権として尊重されるべきものです。「第3次男女共同参画プラン」では、「多様な性に関する理解の促進」を事業として取り入れています（同プランP16-17参照）。
近年、日本においても性的少数者の人権や生きづらさについて周知されてきており、条例や要綱によってパートナーシップ制度を導入する地方自治体が増えています。制度そのものには法的な根拠がない等の課題があり、当市では制度を導入しておりませんが、今後も国の動向を注視しながら、他自治体の事例を情報収集し、研究を進めております。

市は、市立小中学校での学習課題、リーフレットの配架、ホームページ公開等による啓発活動を行い、性の多様性を認め合い、性的少数者の方々が安心して暮らせるやさしいまちづくりに取り組んでまいります。

・女性の不公平・不平等的扱いの施策策定にむけた取り組みについて触れてほしいです。婚姻による改姓の自由化を求めます。当面、職場や、学校などでの旧姓の使用の範囲が広がるとよいと思います。

⇒市は、令和元年11月より、本人からの申出により住民票、マイナンバーカード、印鑑証明及び公的個人認証の署名用電子証明書への旧姓（旧氏）を併記することができる制度を実施しています。

これにより、婚姻などで氏に変更があった場合でも、従来称してきた氏を住民票などに記載した上で、マイナンバーカードと公的個人認証の署名用電子証明書に記載し、公証することができます。

・「世帯主」宛に届く重要な通知類について。幾つかある中で、このたびの「10万円給付」には、特に違和感を持ちました。「人権男女共同参画」の理念にはそぐわないと言わざるを得ません。個人を対象にしてほしいと思います。

⇒定額給付金は、原則世帯主以外では申請できず、振り込み口座も世帯主名義とされています。ただし、配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和2年4月27日の基準日以前にお住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、一定の要件を満たしている場合、世帯主でなくとも、お子さんの分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができる措置を行っております。

◆ 表記方法・回答様式について

・今回はコメント用紙をファイルでいただき、書き込む形にしていたければありがたいです。メールに添付して送信することも、検討してください。よろしく申し上げます。

⇒ご指摘ありがとうございます。事務局へメールアドレスをお知らせしていただいている委員の方については、回答様式をメールにてお送りし、回答をメール返信でも可とさせていただきます。

・各プランなどの表記についてです。法律もそうですが、元号と合わせて()付きで西暦も表記していただくと何年前かなど、生活の中に位置づ

けられ、手に取りやすくなるように思います。

多国籍化などで、市民の在り方は多様化しています。様々な人々が市民生活の中で手にする申請書や証書などは、よりわかりやすく、親しみやすさも必要ではないかと思えます。

⇒ご指摘ありがとうございます。西暦を併記するよう報告書の表紙等を修正しました。

2 その他

・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年度の「女性の活躍事業所表彰式」及び「男女共同参画講演会」は中止する。